

春日部市グリーン購入調達基本方針

平成31年3月28日市長決裁

1. 趣旨

グリーン購入は、商品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考え、品質や価格だけでなく環境負荷が出来るだけ少ないものを選ぶ行動です。本市では、「春日部市環境基本計画」、「春日部市が取り組む地球温暖化対策実行計画」において、市自らが率先してグリーン購入を推進することを定めています。

本方針の推進によって、市民や事業者が環境に配慮した消費行動や事業活動へと転換することを促すとともに、環境への負荷を極力低減することを目的としています。

2. 基本的な考え方

市が物品等を調達するのにあたっては、その必要性と適正量を十分に考慮し、以下の考え方に沿って、調達目的に支障のない範囲で環境負荷の少ない物品等の発注に努めるものとします。

- ① 環境や人の健康に悪影響を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用されていること
- ④ 長期間の使用が可能であること
- ⑤ リユース（再利用）が可能であること
- ⑥ リサイクル（再生利用）が可能であること
- ⑦ 再生された素材や再使用された部品を多く使用していること
- ⑧ 廃棄される時に処理、処分が容易であること

3. 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が行う物品等の調達（リース、レンタルを含む）とします。

4. 対象品目及び判断基準等

グリーン購入を推進する対象品目及び判断基準については「かすかべ ECO 調達ガイドライン（以下、「ガイドライン」とする。）」を定めるものとします。なお、ガイドラインで判断が困難な場合には、環境省が毎年変更及び見直しを行う「環境物品等の調達に関する基本方針」「グリーン購入調達者の手引き」を参考にします。

5. 調達目標及び公表

対象品目の中から重点調達品を定めるものとし、重点調達品を調達する場合には、ガイドラインに従い、品目別の基準を満たすこととし、目標値をガイドラインで定めるものとします。なお、重点調達品以外についても、エコマーク等の環境ラベルを取得した物品等の調達を優先することとします。

また、調達目標の達成状況は、広く公表します。

6. 推進体制

本方針の推進にあたっては、「春日部市が取り組む地球温暖化対策実行計画」の推進体制における環境管理者（各課長）が責務を負うものとします。

なお、グリーン購入を率先して推進する以下の課は、環境に配慮した物品調達にあたり必要な情報について、各課への情報提供に努めるものとします。

物品購入について（単価契約を含む消耗品、備品等）	契約検査課・学校総務課
方針の考え方、環境に係る事項について	環境政策課

7. 検討体制

対象品目、重点調達品、及び調達目標については、「春日部市が取り組む地球温暖化対策実行計画」における環境管理責任者（環境経済部長）の下、社会情勢、本市の取組状況等に合わせ見直しを行います。

附 則

本方針は、平成31年4月1日以降に行う調達に適用する。

参考 URL

- グリーン購入法基本方針
(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)
- 環境省 グリーン購入.net
(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>)
- 環境ラベル等データベース
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>)
- グリーン購入ネットワーク エコ商品ねっと
(<http://www.gpn.jp/econet/>)